

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年2月17日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 件 名	地域型はつらつくらぶ事業業務委託	
(2) 仕 様 書	別紙のとおり	
(3) 履 行 場 所	中央1圏域	八橋（八橋字イサノを除く。）、高陽、山王、大町、旭北、千秋（千秋久保田町を除く。）
	中央2圏域	旭南、川元、川尻、茨島、卸町
	中央3圏域	泉、保戸野
	中央4圏域	中通、南通、檜山
	東1圏域	手形、手形山、東通、千秋久保田町
	東2圏域	旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、柳田、太平、下北手
	東3圏域	広面、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、蛇野
	東4圏域	河辺
	西1圏域	勝平、新屋（雄物川北側）
	西2圏域	新屋（雄物川南側）、浜田、下浜、豊岩
	南1圏域	牛島、大住（大住南二・三丁目を除く。）、山手台、上北手、南ヶ丘
	南2圏域	仁井田、御野場、四ツ小屋、御所野、大住南二・三丁目
	南3圏域	雄和
	北1圏域	寺内、土崎港南、將軍野南、八橋字イサノ
	北2圏域	將軍野東、將軍野、外旭川
	北3圏域	土崎港東、土崎港中央、土崎港西、土崎港相染町、土崎港古川町
	北4圏域	土崎港北、港北、飯島（JR奥羽本線東側）
	北5圏域	飯島（JR奥羽本線西側）、飯島字寄進田、

	下新城、上新城、金足																
(4) 履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで																
(5) 入札参加要件	<p><u>介護予防事業を円滑かつ安定して実施できる法人または個人事業主</u>で、次のアからオの要件をいずれも満たすこと。</p> <p>ア 本市に本社、支店又は営業所を有していること。</p> <p>イ 市税の滞納がないこと。</p> <p>ウ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号） 第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。</p> <p>エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第167条の4の規定に該当する者ではないこと。</p> <p>オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。</p>																
(6) 入札参加申込み	<table border="1"> <tr> <td>受付期間</td><td>令和8年2月26日（木）から令和8年3月6日（金）まで (※土曜日、日曜日および休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで)</td></tr> <tr> <td>受付場所</td><td>秋田市山王一丁目1番1号（秋田市役所2階） 秋田市福祉保健部長寿福祉課 在宅サービス担当</td></tr> </table>	受付期間	令和8年2月26日（木）から令和8年3月6日（金）まで (※土曜日、日曜日および休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで)	受付場所	秋田市山王一丁目1番1号（秋田市役所2階） 秋田市福祉保健部長寿福祉課 在宅サービス担当												
受付期間	令和8年2月26日（木）から令和8年3月6日（金）まで (※土曜日、日曜日および休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで)																
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号（秋田市役所2階） 秋田市福祉保健部長寿福祉課 在宅サービス担当																
(7) 指名(非指名)通知	令和8年3月10日（火）までにEメールで通知																
(8) 入札	<table border="1"> <tr> <td>日 時</td><td>令和8年3月17日（火） ※申込状況により開始時刻を変更する場合があります。 入札開始時刻については(7)指名通知にてお知らせします。</td></tr> <tr> <td>中央1圏域</td><td>午前10時</td></tr> <tr> <td>中央2圏域</td><td>午前10時15分</td></tr> <tr> <td>中央3圏域</td><td>午前10時30分</td></tr> <tr> <td>中央4圏域</td><td>午前10時45分</td></tr> <tr> <td>東1圏域</td><td>午前11時</td></tr> <tr> <td>東2圏域</td><td>午前11時15分</td></tr> <tr> <td>東3圏域</td><td>午前11時30分</td></tr> </table>	日 時	令和8年3月17日（火） ※申込状況により開始時刻を変更する場合があります。 入札開始時刻については(7)指名通知にてお知らせします。	中央1圏域	午前10時	中央2圏域	午前10時15分	中央3圏域	午前10時30分	中央4圏域	午前10時45分	東1圏域	午前11時	東2圏域	午前11時15分	東3圏域	午前11時30分
日 時	令和8年3月17日（火） ※申込状況により開始時刻を変更する場合があります。 入札開始時刻については(7)指名通知にてお知らせします。																
中央1圏域	午前10時																
中央2圏域	午前10時15分																
中央3圏域	午前10時30分																
中央4圏域	午前10時45分																
東1圏域	午前11時																
東2圏域	午前11時15分																
東3圏域	午前11時30分																

東4圏域	午前11時45分
西1圏域	午後1時30分
西2圏域	午後1時45分
南1圏域	午後2時
南2圏域	午後2時15分
南3圏域	午後2時30分
北1圏域	午後2時45分
北2圏域	午後3時
北3圏域	午後3時15分
北4圏域	午後3時30分
北5圏域	午後3時45分
場所	秋田市役所2階 2-B会議室
最低制限価格	設定あり
入札保証金	<p>秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号。以下「規則」という。）第109条により入札保証金（入札金額の100分の5）が必要となります。</p> <p>納付方法については、規則および別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。（入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書を入札参加申込書と一緒に提出してください。）</p>
(9) 契約日	令和8年3月23日（月）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

注）ただし、先の2圏域を落札した入札参加者については、それ以降の圏域については入札しないものとする。

(イ) 営業経歴書（様式2）

(ウ) （法人の場合）登記簿謄本または登記事項証明書

※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

(個人の場合) 市の発行する身分証明書および開業届

※開業届については、個人番号にマスキングを施すこと

※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

（イ）市税に未納がないことの証明書

※法人の場合、秋田市内に事業所等を有する場合

※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

（オ）入札保証金の免除を希望する場合は入札保証金免除申請書（「入札保証金の取扱いに係る説明書」様式1）

イ アの（ア）（イ）（オ）の様式は、秋田市福祉保健部長寿福祉課ホームページから入手してください。

ウ 申込書等は持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）とし、電送によるものは受付いたしません。

（2）指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

（3）入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 本業務は、消費税および地方消費税の課税対象外となることから、入札書については、消費税および地方消費税を含まない価格を記載してください。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い価格で入札をした者については落札候補者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

エ 先の2圏域を落札した入札参加者については、それ以降の圏域については入札しないものとします。

オ 開札の結果、落札候補者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

カ 落札候補者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札候補者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。

キ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。

ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

（4）質問および回答について

公募に関して必要な項目に限り、長寿福祉課へのEメール又はFAXにより質問を受け付けます。なお、口頭による質問は受け付けいたしません。

※Eメールの件名は、「地域型はつらつくらぶ事業業務委託に係る質問」とすること。

ア 提出書類

質問票

イ 受付期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月24日（火）午後5時15分まで

ウ 提出先

秋田市福祉保健部 長寿福祉課

Eメールアドレス ro-wflg@city.akita.lg.jp

FAX 018-888-5667

エ 回答方法

質問があった場合、令和8年2月26日（木）に長寿福祉課ホームページに掲載する予定です。

※令和8年1月26日に開催した「はつらつくらぶ事業説明・意見交換会」での質問に対する回答も合わせて掲載する予定。

なお、質問への回答は本公募の追加事項として取り扱うこととします。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申請書等は、返却しません。
- (3) 令和8年度の予算について減額又は削除があった場合や、その他不測の事態が生じた場合は、事業内容の変更や、契約を締結しないこともあります。また、その場合にあっても、申込書等は、返却しません。
- (4) 申込書等の提出に関する問合せ先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部長寿福祉課 在宅サービス担当

直通 018-888-5668

Eメール ro-wflg@city.akita.lg.jp